

## 愛の定期便利用同意書兼誓約書

申請者 チェック欄	【 同 意 事 項 】
<input type="checkbox"/> 1	愛の定期便利用申請書に記載した内容について、乳製品の配達事業者に情報を提供すること。
<input type="checkbox"/> 2	乳製品の配布の決定後、愛の定期便事業の対象者に該当しなくなったとき、又は申請内容に虚偽の事実が確認されたときは、乳製品の配布を中止されても異議がないこと。
<input type="checkbox"/> 3	乳製品の配布時に面会することができず、安否確認ができないなど、事業の目的に沿わないと認められるときは、乳製品配布を中止し、又は停止されても異議がないこと。
<input type="checkbox"/> 4	乳製品の配布を中止又は辞退した場合、再度愛の定期便の利用を開始する場合は、新たに申請書の提出が必要となること。
<input type="checkbox"/> 5	乳製品の配布日は、市が指定する曜日とし、特別な理由が認められない限り変更ができないこと。
<input type="checkbox"/> 6	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始等においては、乳製品の配布が休みになること。
<input type="checkbox"/> 7	当該事業の権利を譲渡し、又は担保に供してはならないこと。
<input type="checkbox"/> 8	安否確認において緊急を要する場合は、許可なく居住（敷地内）に立ち入ること。
<input type="checkbox"/> 9	上記の立入において、やむを得ない事情が発生したときは、救助活動の際に工作物を破壊し、救助することがあること。この場合において、工作物の修繕等の費用については、市は一切の責任を負わないこと。
<input type="checkbox"/> 10	在宅ひとり暮らし高齢者台帳に記載した内容について、市役所関係部署・消防・警察・医療機関・民生委員・社会福祉協議会・在宅介護支援センター等の関係機関へ情報提供をする場合があること。

申請者 チェック欄	【 誓 約 事 項 】
<input type="checkbox"/> 1	愛の定期便利用申請書申請に係る提出書類の記載内容に間違いありません。
<input type="checkbox"/> 2	乳製品の配布を中止又は停止する以下の事由が生じたときは、直ちに市に届け出します。 (1) 氏名又は住所等を変更したとき。 (2) 乳製品の配布日に家を空けるとき。 (3) 入院の必要が生じたとき。 (4) ひとり暮らし高齢者でなくなったとき。 ※家屋のある敷地と同一の敷地及び隣接した敷地にある建物に、3親等内の者又は事実上婚姻関係にある者が居住する場合を含む。 (5) 転出又は死亡したとき。 (6) 配布を辞退するとき。 (7) 老人福祉施設等に入所又は入居するとき。 (8) 石岡市高齢者等配食サービス事業の利用を開始するとき。 (9) 土曜日及び日曜日を除き、介護保険サービス等を週5日利用するとき。 ※福祉用具貸与、福祉用具の購入又は貸与、住宅改修、居宅介護支援の介護保険サービスは除く。
<input type="checkbox"/> 3	世帯状況や生活状況などに異動や変更があり、安否確認を必要とする事由が認められなくなった場合は、配布を辞退します。
<input type="checkbox"/> 4	乳製品の配布の決定後、石岡市から世帯状況や生活状況など安否確認を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、期限に従い提出します。

令和 年 月 日

石岡市長 宛

上記の同意事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。

【申請者】 住 所

氏 名